

IV 歳入の現状

1 歳入の構成

町の歳入構成は【表-9】のとおり、町税、地方交付税、町債の3項目が大きなウェイトを占め、平成30年度は歳入全体の72.2%で、前年度に比べ3.8ポイントの増加となっています。これは、分子となる町税、地方交付税、町債がそれぞれ減少となりましたが、分母である歳入合計が前年度に比べ9億8,445万6千円の減と分子の減少額を大幅に上回ったことによります。

町の基幹財源である町税は、17億4,204万7千円で前年度に比べ4,797万3千円、2.7%の減少、一方で町税比率については歳入合計の減少により前年度に比べ4.6ポイント増加の33.5%となっています。

地方交付税については、平成27年度は普通交付税の算定項目に人口減少等特別対策費が創設されたことで基準財政需要額が増加し、26年度に比べ約4,100万円増加しました。また、平成28年度は27年度に比べ普通交付税が約3,900万円、特別交付税は約1,200万円とそれぞれ減少し、地方交付税全体で約5,100万円減少しました。続く平成29年度は普通交付税においては基準財政需要額が減少したものの、基準財政収入額の減少が需要額の減少額を上回ったことで28年度に比べ約3,300万円増加し、特別交付税も増加となったことから、地方交付税全体で約5,500万円の増加となっています。平成30年度は法人税割や地方消費税交付金等の増加により基準財政収入額が増加したものの、個別算定経費や公債費の増加により基準財政需要額の増加が収入額の増加額を上回ったことで前年度に比べ約560万円増加しましたが、特別交付税が前年度に比べ約740万円の減少となったため、地方交付税全体では189万3千円の減少となっています。

町債については、平成26年度の太陽光発電システム設置事業等をはじめ、27年度は多世代活動交流センタープール・体育館解体工事等の財源として町債を発行しています。以降、平成28年度は梅沢運動場トイレ新築事業等、29年度は28年度繰越事業として地域包括ケアセンター整備事業等のほか、北部地域活性化事業の財源として町債の発行を行いました。平成30年度は前年度に引き続き、北部地域活性化事業の上熊井農産物直売施設整備事業に一般補助施設整備等事業債、多世代活動交流センター耐震補強及び改修事業に一般単独事業債などを財源調達として活用し、発行総額は8億1,082万3千円、前年度に比べ4億2,574万円、34.4%の大幅な減少となっています。

【表-9】

(単位：千円、%)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
歳入合計	5,480,654	5,021,556	5,252,034	6,188,186	5,203,730
うち町税	1,668,900	1,748,853	1,807,915	1,790,020	1,742,047
うち地方交付税	1,161,188	1,202,180	1,151,079	1,205,902	1,204,009
うち町債	649,379	443,608	637,926	1,236,563	810,823
町税比率	30.4	34.8	34.4	28.9	33.5
地方交付税比率	21.2	23.9	21.9	19.5	23.1
町債比率	11.8	8.8	12.1	20.0	15.6

(1) 町税の状況

町税については【表－10】のとおり、個人町民税と固定資産税の2税が基幹税目となっています。

個人町民税については、定年退職者の増加により給与所得者から年金受給者への移行などによる影響で課税総所得金額が減少していることから、年々減少傾向にあります。平成26年度は約7億6,900万円でしたが、30年度は約7億700万円と4年間で約6,200万円減少しています。平成30年度は前年度に比べ715万6千円、1.0%の減少となりましたが、その主な要因は給与所得の減少によるものとなっています。

固定資産税については、3年に1度の評価替えが行われますが、評価基準年度は土地課税分、家屋課税分ともに減少となる傾向があります。平成27年度は企業誘致や開発関連による家屋課税分と償却資産課税分が増加、28年度も新增築による家屋課税分、企業の設備投資による償却資産課税分が増加したことで2年連続の増加となりましたが、29年度は企業の設備投資が伸びず償却資産課税分が減少したこと等により、28年度に比べ約1,300万円の減少となっています。平成30年度は評価替え等の影響により土地課税、家屋課税、償却資産課税のそれぞれが減少したことにより、前年度に比べ2,230万3千円、2.5%の減少となっています。

徴収率は、近年平均して95%を超える高い率を維持向上し続けています。平成30年度は97.0%と5年間の中で最も高く、前年度に比べ0.2ポイント向上しています。

【表－10】

(単位：千円、%)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
町民税	815,738	799,021	790,855	785,201	759,375
うち個人	768,998	737,592	743,458	713,980	706,824
うち法人	46,740	61,429	47,397	71,221	52,551
固定資産税	739,236	837,091	902,980	890,218	867,915
軽自動車税	26,056	27,204	32,329	34,284	35,683
たばこ税	87,870	85,537	81,751	80,317	79,074
町税合計	1,668,900	1,748,853	1,807,915	1,790,020	1,742,047
徴収率(全体)	95.5	95.9	96.3	96.8	97.0

(2) 地方交付税の状況

地方交付税の算定結果の状況については【表－11】のとおりとなっています。

地方交付税は、地方公共団体の自主性を損なわずに地方の財源の均衡化を図り、かつ、必要な財源を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することを目的としたもので、国税の一部(所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額)を原資に交付される制度です。

また、地方交付税には普通交付税と特別交付税があり、その配分割合は地方交付税総額に対して94:6とされています。普通交付税は、地方公共団体が標準的な行政サービスの提供や基本的な社会資本整備が行えるよう、客観的な基準に基づき配分されるもので、基準財政収入額^{※17}が基準財政需要額^{※18}に満たない場合に交付されるものであり、特別交付

税は、普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対して交付されるものとなっています。

【表－11】

(単位：千円、%)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
基準財政需要額	2,640,223	2,805,744	2,825,862	2,808,360	2,830,803
基準財政収入額	1,585,035	1,695,948	1,752,692	1,702,562	1,721,667
交付基準額	1,055,140	1,109,796	1,073,170	1,105,798	1,109,136
調整額	0	0	2,325	2,215	0
交付税交付額	1,161,188	1,202,180	1,151,079	1,205,902	1,204,009
うち普通交付税	1,055,140	1,109,796	1,070,845	1,103,583	1,109,136
うち特別交付税	106,048	92,384	80,234	102,319	94,873
標準財政規模	3,384,858	3,534,745	3,519,628	3,515,747	3,535,400
臨時財政対策債発行可能額	293,379	275,208	218,826	243,963	235,723
財政力指数 ^{※19}	0.599	0.601	0.608	0.610	0.611

※基準財政需要額、基準財政収入額は、錯誤額を含む数値としている。

※再算定があった場合は、再算定後の数値としている。

普通交付税の算定結果の状況については、平成 27 年度に、普通交付税の算定方法の見直しの一つとして、地方公共団体がまち・ひと・しごと創生に取り組むための財政需要を算定するため、既存の地域の元気創造事業費を 4,000 億円増額したことや新たに人口減少等特別対策事業費を創設し 6,000 億円が措置されたことで、合わせて 1 兆円が計上されました。これにより、算定結果において固定資産税や地方消費税交付金などの増加により基準財政収入額が増加したものの、基準財政需要額がこれを上回ったことで、26 年度に比べ約 5,500 万円の増加となっています。

平成 28 年度は、普通交付税の算定方法の見直しに、自治体情報システム構造改革の推進、高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組み作りの推進など、地方の重点課題に対して必要とされる経費として 2,500 億円が措置されました。しかし、算定結果では臨時財政対策債振替相当額の減少などにより基準財政需要額が増加したものの、固定資産税、地方消費税交付金などの増加により、基準財政収入額の増加額が需要額の増加額を上回ったため、27 年度に比べ約 3,900 万円の減少となっています。

平成 29 年度は、普通交付税の算定方法の見直しの一つに、「ニッポン一億総活躍プラン」に基づいた保育士や介護人材等の処遇改善に係る経費に対応するため、地方負担分として 961 億円が措置されました。これにより、算定結果では個別算定経費における高齢者保健福祉費、社会福祉費等が増加したものの、臨時財政対策債発行可能額振替後の基準財政需要額では減少となりましたが、基準財政収入額が町民税、固定資産税等の減少により、基準財政需要額の減少額を上回ったことから、28 年度に比べ約 3,300 万円の増加となっています。

平成 30 年度は、普通交付税の算定方法の見直しの一つに、保育所における障がい児の受入れ及びこれに伴う保育士の配置の実態を踏まえて、障がい児保育に必要とされる経費として 400 億円が増額されました。これにより、算定結果では個別算定経費における社会福

祉費等が増加し、臨時財政対策債発行可能額振替後の基準財政需要額においても増加となったことで、法人税割や地方消費税交付金等の増加により基準財政収入額も増加しましたが、前年度に比べ555万3千円、0.5%の増加となりました。

特別交付税については、平成29年度は1億円を超える交付額でしたが、30年度は9,487万3千円、前年度に比べ744万6千円、7.3%の減少となっています

財政力指数は、普通交付税で算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3か年平均値であり、指数が1に近いほど普通交付税算定上の留保財源が多く、財源に余裕があるとされています。5年間の傾向を見ると概ね0.60程度で推移しており、ほぼ横ばいの状況が続いています。平成30年度は、単年度での指数が0.608と前年度の指数を上回ったことで、3か年の平均値は0.611となり前年度に比べ0.001ポイント向上しました。

しかし、財政力指数は、税制改正や国の交付税制度変更等の影響が直接反映されるため、財政力指数の経年変化が端的に「財政力」を示すものではなく、あくまでも地方交付税の算定過程において算出された「財政基盤」を示す指標であることに留意する必要があります。

(3) 町債の状況

町債の推移については【表-12】のとおりとなっています。

町債は、家計にたとえると住居購入やリフォーム、車購入のローンなどの借入金にあたります。町では、将来の世代に残せる財産の形成のため、社会資本整備総合交付金事業債や防災安全交付金事業債などの発行をしてきました。近年は、町債を事業費充当財源として活用し公共インフラの整備・長寿命化や義務教育施設整備事業等に積極的に取り組んでおります。このようなことから、平成30年度の町債発行額は8億1,082万3千円となり、町債依存度は15.6%となっています。

なお、平成30年度末における臨時財政対策債の地方債残高は28億1,412万5千円で、減税補てん債を合わせますと28億7,296万3千円となり、普通会計全体の地方債残高である69億6,012万7千円の41.3%を占めています。

【表-12】

(単位：千円、%)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
町債	649,379	443,608	637,926	1,236,563	810,823
うち建設事業債	356,000	168,400	419,100	992,600	575,100
うち減税補てん債					
うち臨時財政対策債	293,379	275,208	218,826	243,963	235,723
町債依存度	11.8	8.8	12.1	20.0	15.6

☆町債依存度 町債発行額／歳入総額の割合です。